

市総務局人事部給与課長以下、市労連書記長以下との予備交渉

令和7年3月12日（水曜日）大阪市労働組合連合会（市労連）との交渉の議事録

（市）

では、始めさせていただきます。まず、交渉議題であるが、令和7年度給与改定等（市労連統一賃金要求）についてということをお願いする。交渉日程であるが、令和7年3月25日火曜日の17時5分から、場所は本庁舎4階、第1・第2共通会議室、こちらの会議室でお願いする。交渉メンバーであるが、総務局長以下となって、名簿を用意しているのでお渡しさせていただきます。

（組合）

併せて市労連も。

（市）

よろしくをお願いします。

（組合）

お願いします。

（市）

要求項目の確認であるが、例年要求項目について交渉事項とそうでないものが含まれており、要求そのものを否定するわけではないが、交渉事項にかかるものしか協議できないことをご理解いただきたいと思う。詳細は各担当から確認させていただく。

それでは、給与課本給部分からさせていただきたいと思う。こちらは例年どおりにはなるが、管理運営事項はなくて、内容についても今回特に確認させていただきたい事項はない。

給与課諸手当非常勤部分は、例年どおり管理運営事項はない。あと、確認事項もない。

続いて人事課人事グループの該当箇所について、管理運営事項について確認させていただきたいと思っている。管理運営事項の箇所としては、要求項目3の賃金決定基準の改善についての（6）、こちらの昇格枠の拡大の箇所、また要求項目5の昇給・昇格条件の改善についての（1）について、こちらも昇格枠の拡大の箇所、要求項目6の人事評価制度について、こちらの項目全て、要求項目7の労働条件等の改善についての（2）について、各項目全て、要求項目7（8）高齢期雇用制度を構築することの箇所、要求項目7（12）について、勤務体制の整備の箇所、要求項目7（13）について、業務執行体制の構築の箇所、要求項目7（14）について、必要な業務執行体制を構築することの箇所、以

上が管理運営事項に当たると考えている。

厚生グループのほうからも管理運営事項の確認をさせていただく。要求項目7、労働条件等の改善についての（4）の給付内容、管理運営事項は1つになるが、同じく（4）の「さらに」の後であるが、パワーハラスメントの防止等に関する指針に基づきとなっているのだが、これは廃止されていて、ハラスメントの指針に変わっているので、修正いただければと思う。

教育委員会からは、総務局と併せての確認の内容となるため、特にこちらから確認させていただくという内容はないので、よろしく願います。

以上となる。

（組合）

よろしく願います。これ、指針が変わって、ハラスメントだけになったのか。

（市）

名称が。

（組合）

自分が見落としていた。修正する。

（市）

よろしく願います。